

江南市ごみ処理基本計画

(改訂版)

『 環境負荷を最小限に抑え
資源を有効利用する 協働・循環型のまち 』



令和2年3月
江 南 市

<目 次>

I	計画策定の基本的事項	1
1.	計画策定の目的及び位置づけ	1
2.	計画の対象範囲	2
3.	計画の期間	2
4.	計画人口	3
4.1	将来人口の推移予測	3
4.2	計画人口の設定	3
II	ごみ処理の現状と課題	4
1.	江南市の位置と地勢	4
1.1	位置	4
1.2	地勢と概況	4
2.	ごみ処理の現状	5
2.1	ごみ処理の流れ	5
2.2	ごみ収集の状況	6
2.3	ごみ排出量の推移	7
2.4	中間処理及び最終処分	9
(1)	中間処理施設の概要	9
(2)	中間処理量の推移	9
(3)	最終処分場の概要	10
2.5	可燃ごみの成分分析結果	11
2.6	資源ごみ収集の現状	12
2.7	集団回収の現状	12
3.	現行計画での取り組み状況	13
3.1	減量目標値の達成状況	13
3.2	国・県等の数値目標と江南市の現況	15
3.3	施策の取組状況及び成果	16
4.	将来のごみ量の予測	17
4.1	将来推計方法	17
4.2	将来推計結果	18
(1)	ごみ量の推計	18
(2)	ごみ量推計結果のまとめ	19
5.	課題	20
5.1	ごみの減量化・資源化に関する課題	20
5.2	収集運搬に関する課題	21
5.3	中間処理に関する課題	21
5.4	最終処分に関する課題	21
III	ごみ処理基本計画	22
1.	計画の方針	22
1.1	基本理念	22

1.2 計画の基本方針	22
2. 減量目標	23
2.1 目標年度	23
2.2 数値目標の設定	23
2.3 減量目標が達成された場合のごみ排出量.....	24
(1) 家庭系ごみ排出量	24
(2) 事業系ごみ排出量	25
3. 計画の施策.....	26
3.1 施策の体系	26
3.2 ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進.....	27
3.3 ごみの発生（排出）抑制と再使用の取り組みの推進.....	28
3.4 循環資源の高度利用	28
3.5 安全・安心なごみの適正処理体制の確保.....	29
4. 計画の推進.....	31
4.1 市民・事業者・行政の役割分担	31
4.2 ごみ処理基本計画の推進体制	33
(1) 市民・事業者・行政の組織体制の活用	33
(2) 施策の啓発及び推進	33
(3) 広域処理体制の強化	33

<注意事項> 本書中の表の合計値は、四捨五入のため一致しないことがあります。

I 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の目的及び位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、総合計画（江南市戦略計画）や環境基本法に基づく環境基本計画等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

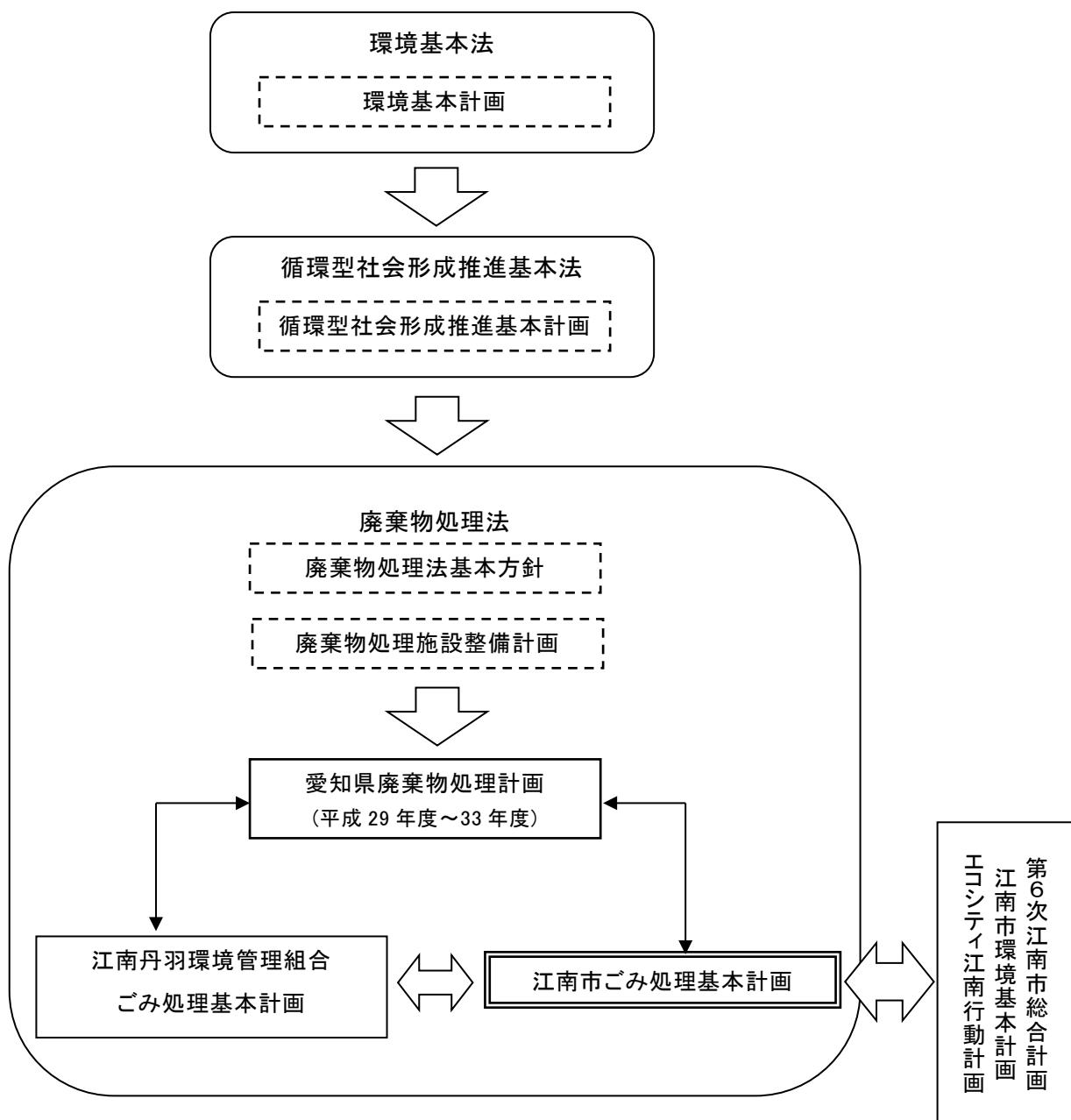


図 1.1 本計画の位置づけ

2. 計画の対象範囲

本計画の対象は一般廃棄物（ごみ）とします（下図の太枠の範囲内）。

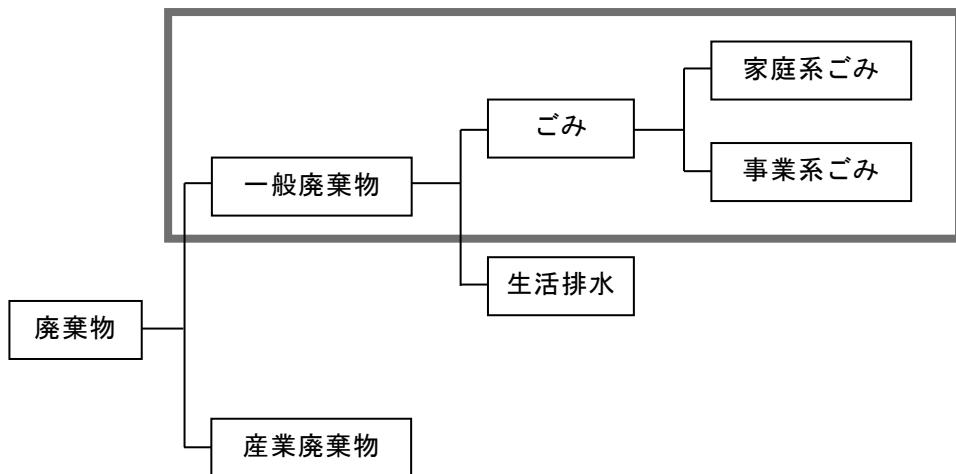


図 2.1 本計画の対象とするごみの範囲

3. 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度～令和 6 年度の 10 年間としており、計画期間における中間目標年度を迎えるにあたり、中間見直しを行うものです。

4. 計画人口

4.1 将来人口の推移予測

将来人口を以下に示します。

江南市の人口は、徐々に減少することが見込まれています。

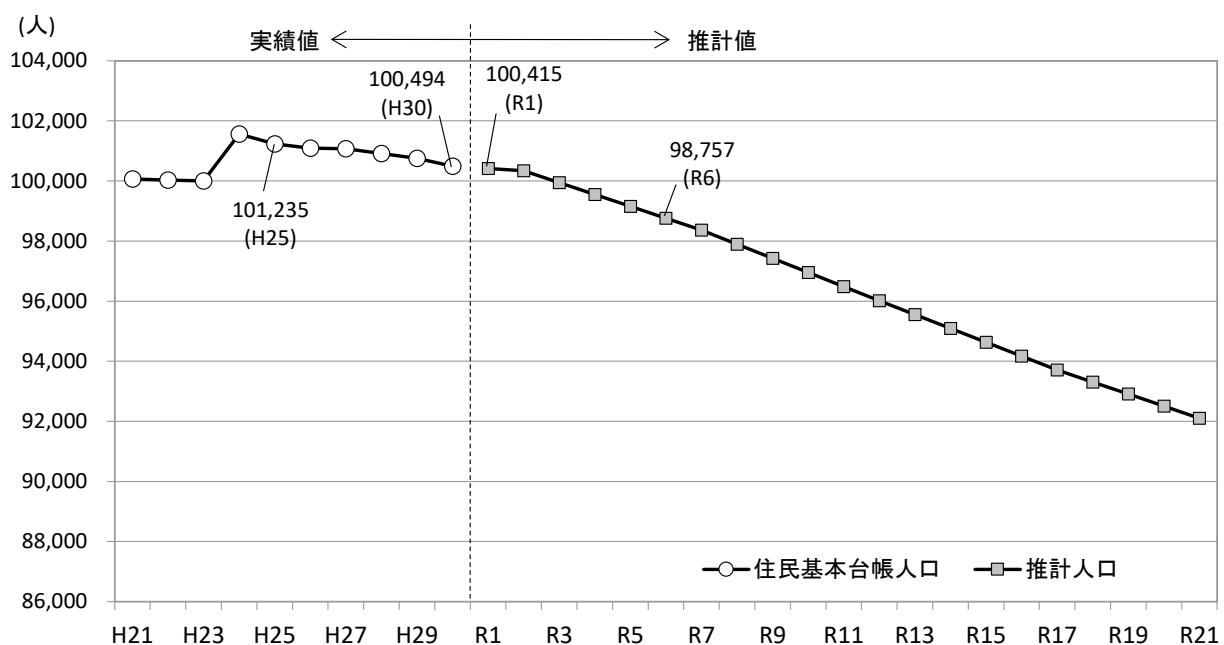


図 4.1 将来人口の推移

注 1) 実績値は計画収集人口（各年度の年度末の住民基本台帳人口）とした。

注 2) 推計値は、江南市総合計画の平成 30 年度推計値と平成 30 年度住民基本台帳人口との比で補正した値とした。

4.2 計画人口の設定

上記の将来人口に基づき、本計画の策定にあたって想定する計画人口は、以下のとおりとします。

表 4.1 計画人口

年度	計画人口(人)	
実績値	平成 25 年度	101,235
	平成 30 年度	100,494
目標年度推計値	令和6年度	98,757

II ごみ処理の現状と課題

1. 江南市の位置と地勢

1.1 位置

江南市は濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km² の市域を有する都市です。

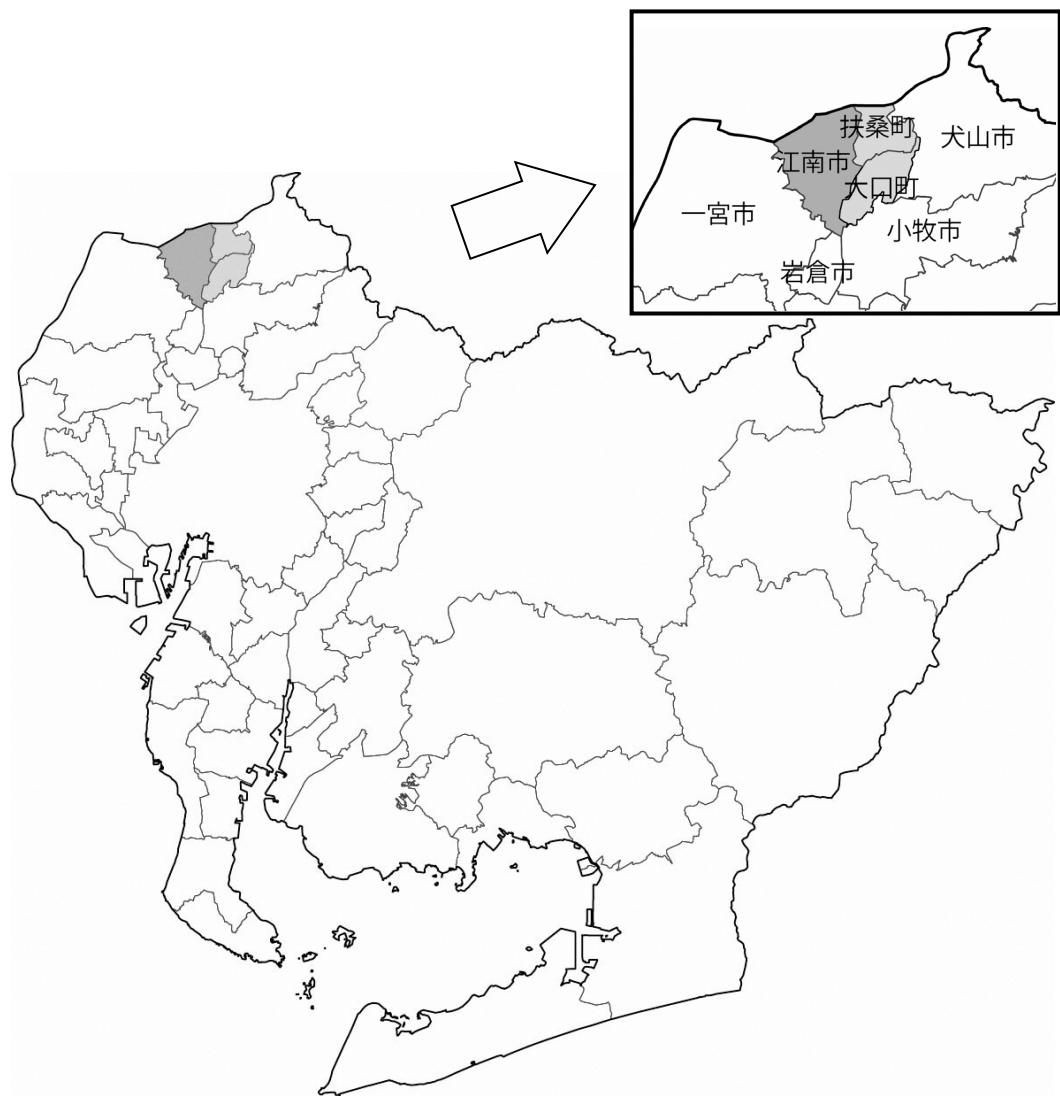


図 1.1 江南市の位置

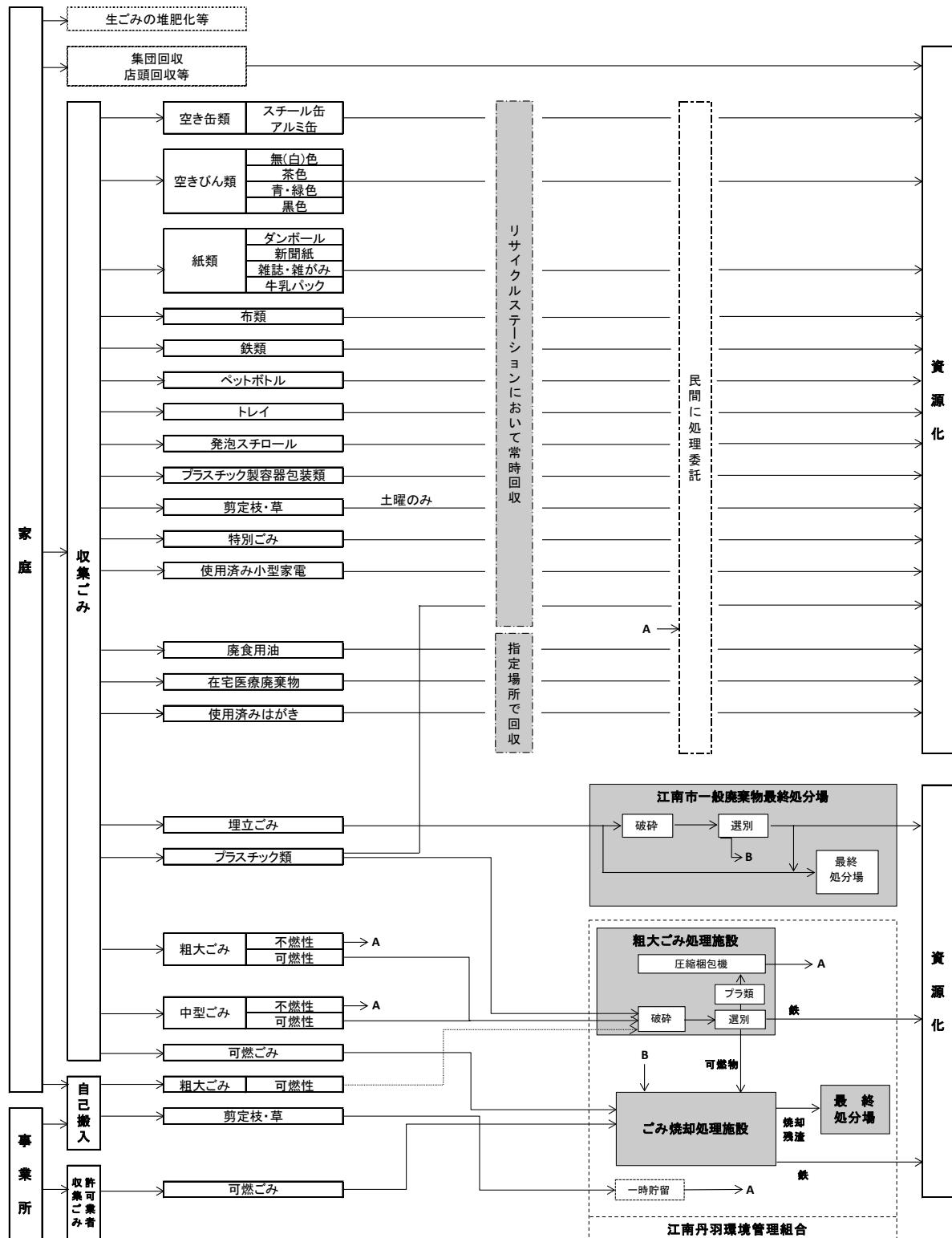
1.2 地勢と概況

地形は全般的に平坦で、木曽川の恵みを受けた肥沃な扇状地であり、温暖な気候・風土と相まって、暮らしに最適な自然環境となっています。かつては畑作中心の農業が営まれていましたが、名古屋市から約 20km 圏に位置し、公共交通機関で約 20 分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、尾張北部地域の主要都市となっています。また、木曽川を挟み、岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。

2. ごみ処理の現状

2.1 ごみ処理の流れ

下図に江南市におけるごみ処理の流れを示します。



注)フロー中の矢印の後にあるA、Bは、矢印の前にあるA、Bとして処理される。

図 2.1 ごみ処理フロー

2.2 ごみ収集の状況

江南市における収集の状況は、以下のとおりです。

表 2.1 江南市における収集の状況

区分	収集回数	排出先	排出方法
可燃ごみ	週2回	可燃ごみ集積所	指定袋に入れて出す
資源ごみ	紙類	隨時	指定場所 ダンボール、新聞紙(チラシ混入可)、雑誌・雑がみの別に十文字にしばって出す 牛乳パックは水洗いし、切り開き乾燥させる
		月2回程度	専用容器に入る
			無(白)色、茶色、青・緑色、黒色の別に専用容器に入る
			十文字にしばって出す
			そのまま出す
			専用容器に入る
	使用済はがき	隨時	指定場所 市役所・図書館等に設置された回収ボックスに入れる
中型ごみ		月2回程度	そのまま出す
埋立ごみ			専用容器に入る
粗大ごみ	申込制	各家庭先	処理券を貼って出す
小型家電	隨時	指定場所	市内6施設に設置する回収ボックスに入れる
廃食用油	月1回	指定場所	月1回公共施設等12か所で収集
在宅医療廃棄物	月1回	指定場所	月1回市内4施設に設置する回収ボックスに入れる

2.3 ごみ排出量の推移

下表に江南市のごみ排出量の推移を示します。

家庭系ごみ及び集団回収は、ゆるやかな減少傾向にあります。

事業系ごみは平成 22 年度にかけて増加し、その後は減少しています。

家庭系ごみの内訳を見ると、可燃ごみは横ばい、埋立ごみは増加と減少を繰り返しており、粗大ごみは微増傾向にあります。資源ごみについては、徐々に減少しています。

表 2.2 江南市のごみ排出量の推移

単位:t

江南市		ごみ排出量の推移									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口(人)	101,857	101,714	101,591	101,557	101,235	101,087	101,070	100,915	100,749	100,494	
家庭系ごみ	可燃ごみ	15,228	14,910	15,124	14,732	14,652	14,655	14,720	14,598	14,514	14,317
	埋立ごみ	775	582	752	400	379	385	402	322	386	367
	粗大・中型ごみ	979	894	1,065	914	966	1,025	982	1,162	1,021	1,077
	うち可燃	936	863	1,039	889	939	991	963	1,145	1,005	1,059
	うち不燃	43	31	26	25	27	34	19	17	16	18
	資源ごみ	5,626	5,547	5,466	5,336	5,290	5,090	5,029	4,930	4,935	4,954
家庭系合計		22,608	21,933	22,407	21,382	21,287	21,155	21,133	21,012	20,856	20,715
事業系ごみ(可燃のみ)		5,195	5,423	5,312	5,113	5,085	5,140	5,062	4,784	4,727	4,601
集団回収		2,752	2,717	2,558	2,533	2,381	2,223	2,018	1,846	1,609	1,523
総合計		30,555	30,073	30,277	29,028	28,753	28,518	28,213	27,642	27,192	26,839

注) 特別ごみ(乾電池等)は資源ごみに含まれる

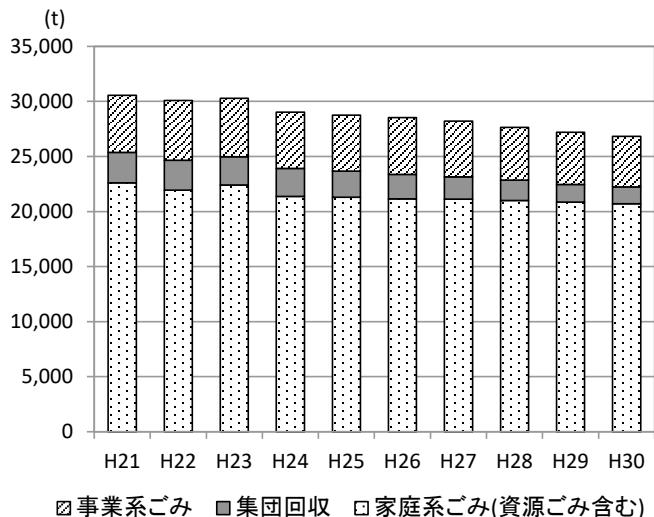


図 2.2 ごみ排出量の推移

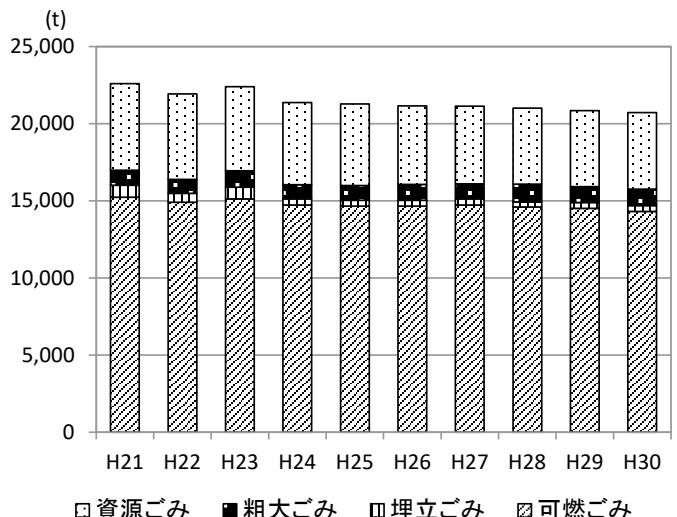


図 2.3 家庭系ごみの推移

江南市民の1人が1日あたりに排出する資源ごみを含むごみの量は、総排出量、家庭系ごみの総量（資源ごみ含む）がともに平成21年度以降減少し、平成30年度はそれぞれ732g/人・日、565g/人・日となっています。

資源ごみを除く家庭系ごみの総量についても、平成21年度の457g/人・日以降減少していますが、平成24年度以降は430～437g/人・日前後で横ばいとなっています。

表 2.3 江南市の1人1日あたり排出量

単位:g/人・日

江南市	1人1日排出量の推移									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総排出量(集団回収含む)	822	810	817	781	778	773	765	748	739	732
家庭系ごみ	可燃ごみ	410	402	408	396	397	397	399	395	390
	埋立ごみ	21	16	20	11	10	10	11	9	10
	粗大・中型ごみ	26	24	29	25	26	28	27	31	29
	総量(資源ごみ除く)	457	441	457	432	433	435	437	435	430
	資源ごみ	151	149	147	144	143	138	136	133	135
	総量(資源ごみ含む)	608	591	604	575	576	573	573	569	567
事業系ごみ(可燃のみ)	140	146	143	138	138	139	137	130	129	125
集団回収	74	73	69	68	64	60	55	50	44	42

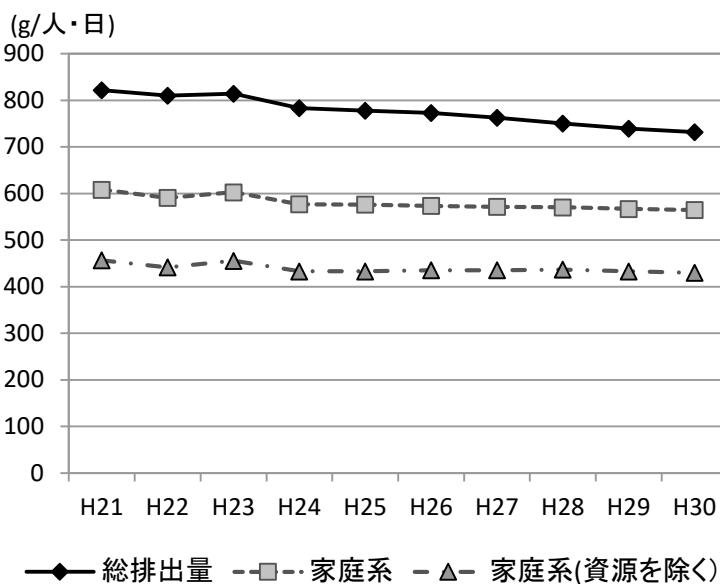


図 2.4 1人1日あたり排出量の推移

2.4 中間処理及び最終処分

(1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は、以下のとおりです。

表 2.4 中間処理施設の概要

項目	ごみ焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
施設名称	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター 粗大ごみ処理施設
所在地	大口町河北一丁目 131 番地	
竣工	昭和 57 年 10 月 30 日	昭和 57 年 3 月 31 日
敷地面積	33,095 m ² (最終処分場 14,530 m ² を含む)	
施設面積	建物延床面積 5,529 m ² (粗大ごみ処理施設を含む)	
処理能力	150t／24 時間(75t／24 時間×2 炉)	30t／5 時間
処理方式	全連続燃焼式 旋回流型流動床式焼却炉 (※1)	堅型スwingハンマ式 (※2)

(2) 中間処理量の推移

下図に中間処理量（焼却処理量）の推移を示します。

焼却処理量は、平成 21 年度をピークとしてその後は徐々に減少し、平成 30 年度は 31,746t となっています。なお、平成 22 年度及び 23 年度はごみ焼却処理施設の基幹整備補修工事に伴い焼却の一部を外部に委託しています。

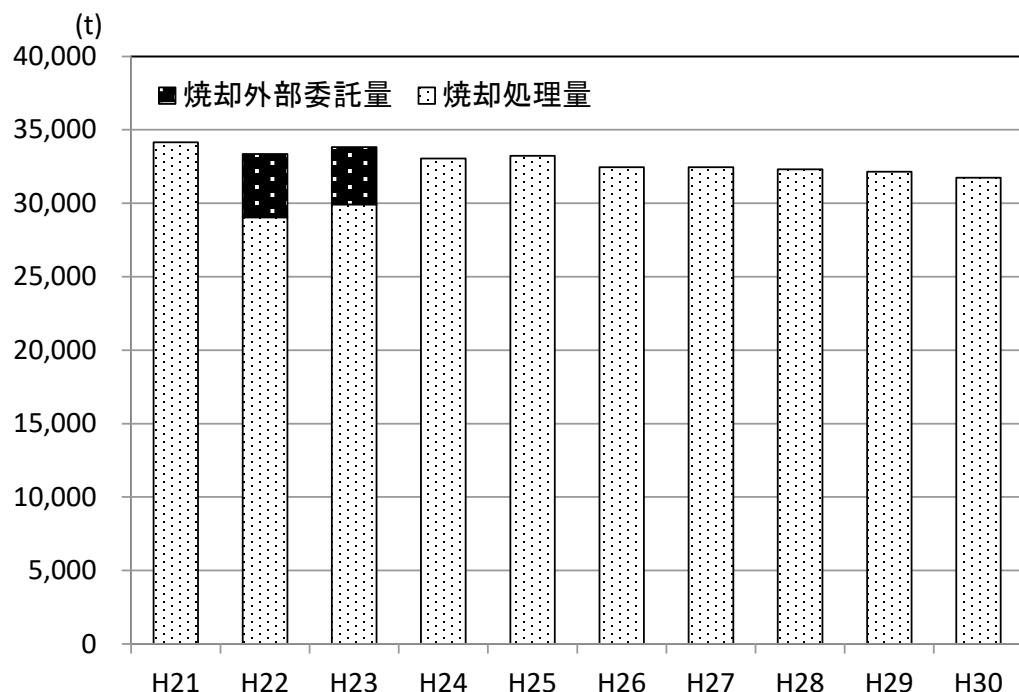


図 2.5 中間処理（焼却処理）量の推移

(3) 最終処分場の概要

江南市に関連する最終処分場は、江南丹羽環境管理組合が運営主体のものと、本市が運営主体のものの2箇所があります。最終処分場の概要は以下のとおりです。組合の最終処分場には中間処理施設から発生した固化灰及び不燃物の一部を、本市の最終処分場には埋立ごみを埋め立てています。

表 2.5 最終処分場の概要

運営主体	施 設	概 要	
江南丹羽 環境管理 組合	最終処分場	所 在 地	大口町河北地内
		敷 地 面 積	14,530 m ²
		埋 立 面 積	9,980 m ²
		埋 立 容 積	32,300 m ³
		埋 立 開 始	平成 3 年 6 月 1 日
		施 設 形 式	準好気性埋立方式 (※3)
江南市	最終処分場	所 在 地	江南市小松町鴨ヶ池地内
		敷 地 面 積	19,783 m ²
		埋 立 面 積	13,670 m ²
		埋 立 容 積	59,700 m ³
		埋 立 開 始	平成 4 年 10 月
		施 設 形 式	準好気性埋立方式 (※3)

(※1) 旋回流型流動床式

砂を入れた炉の内部へ下部から空気を送り、砂が流動状態になったところにごみを投入して燃やす焼却炉の方式。ごみと砂の伝熱効率が高く、生ごみなど含水率の高いものでも燃焼効率が良く、燃焼時間も早いといった特性をもつ。

(※2) 横型スウィングハンマ式

上部から粗大ごみを投入し、落下する間に数段のハンマによって破碎する方式。

(※3) 準好気性埋立方式

埋立地の底部に集排水管を配置し、浸出水ができるだけ早く外部に排除するとともに、外気との温度差を利用して、空気を集排水管経由で埋立地内に流入させることで、廃棄物の好気性分解を促し、集水の段階で浸出水の浄化を図る方式。現在日本では標準の方式となっている。

2.5 可燃ごみの成分分析結果

江南丹羽環境管理組合では、搬入されたごみの成分分析を定期的に実施しています。平成30年度の年平均の成分分析結果を見ると、多い方から紙・布類、高分子類、厨芥類となっています。

厨芥類は、湿ベースでは14.5%ですが乾ベース(※2)では8.2%に減少しており、この結果は、水切り・乾燥等によって生ごみに含まれる水分の減少を推奨することで、搬入量の低減に結びつくことが考えられます。

また、紙・布類は湿ベース、乾ベースともに約半分を占めていることから、資源となる紙・布類がまだ含まれている可能性があること、今後も紙類の資源化の取り組みを継続して行うことで資源化される可能性があることがうかがえます。

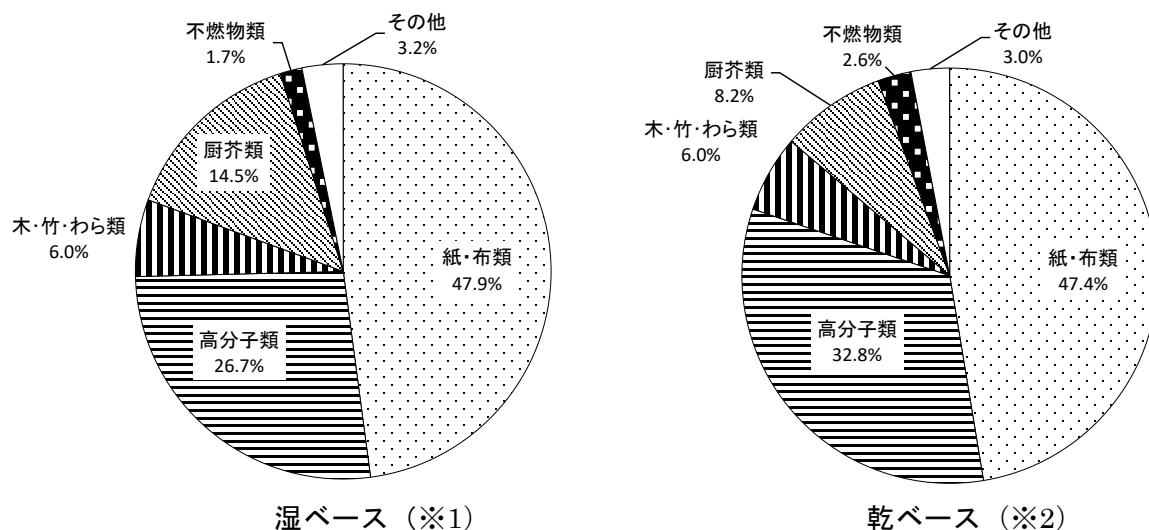


図 2.6 可燃ごみの成分分析結果（平成30年度平均値）

(※1) 湿ベース ごみを採取したままの状態で測定した値

(※2) 乾ベース ごみを乾燥させた後の状態で測定した値

2.6 資源ごみ収集の現状

平成 27 年度から、新たな資源ごみとして、小型家電等の収集を開始しました。資源ごみ排出量は、平成 21 年度の 5,626t から平成 30 年度は 4,954t へと減少しています。紙類をはじめとする各項目が減少する中、プラスチック類は微増、鉄類、剪定枝・草、小型家電等は増加しています。

表 2.6 江南市の資源ごみ排出量の状況

単位:t

江南市	資源ごみ排出量の推移									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
紙類	2,087	1,876	1,800	1,658	1,517	1,305	1,123	1,013	930	865
布類	144	137	127	131	120	92	49	42	55	64
空き缶類	212	206	197	187	179	169	161	154	150	150
鉄類	132	89	76	73	109	167	175	184	193	224
空きびん類	579	569	544	529	512	519	484	470	456	447
ペットボトル	221	229	222	122	120	115	111	108	104	108
プラスチック製容器包装類	471	472	470	473	473	455	454	448	455	462
プラスチック類	781	795	812	800	814	786	793	755	757	821
特別ごみ	41	36	45	37	37	39	32	36	36	39
廃食用油	4	3	3	4	4	4	4	4	3	3
剪定枝・草	954	1,135	1,170	1,322	1,404	1,439	1,587	1,668	1,714	1,684
小型家電等	0	0	0	0	0	0	56	48	82	87
合計	5,626	5,547	5,466	5,336	5,290	5,090	5,029	4,930	4,935	4,954

2.7 集団回収の現状

江南市では、資源回収の登録団体による資源回収に対して団体助成金を支給して、資源回収を促進しています。資源回収量は平成 30 年度で 1,523t（補助対象外であるアルミ缶も含む）であり、回収量、回収団体数ともに徐々に減少する傾向にあります。

表 2.7 江南市の集団回収の状況

単位:t

区分	項目	集団回収量の推移										
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
補助対象	紙類	ダンボール	459	457	437	417	410	383	327	324	300	306
		新聞紙	1,361	1,371	1,270	1,243	1,170	1,106	1,015	934	806	744
		雑誌・雑がみ	710	676	640	656	603	556	499	454	388	364
		牛乳パック	19	20	19	24	18	17	42	21	19	16
		計	2,549	2,524	2,366	2,339	2,201	2,062	1,883	1,732	1,513	1,430
	布類	小計	184	175	174	176	162	146	121	102	85	82
補助対象外	アルミ缶	計	2,734	2,698	2,540	2,515	2,364	2,208	2,004	1,834	1,597	1,512
	合計		2,752	2,717	2,558	2,533	2,381	2,223	2,018	1,846	1,609	1,523
	回収団体数(団体)		113	112	106	109	104	101	99	98	97	97
団体助成金(千円)		8,201	8,095	7,620	7,545	7,091	6,623	6,013	5,501	4,792	4,537	

3. 現行計画での取り組み状況

3.1 減量目標値の達成状況

平成 27 年 3 月に策定したごみ処理基本計画（改訂版）では、中間目標年度（平成 31 年度）及び目標年度（平成 36 年度）における減量目標値を定めています。

家庭系ごみ（資源ごみを除く）の減量目標値は、1 人 1 日あたりの排出量の値で、中間目標年度（平成 31 年度）、目標年度（平成 36 年度）ともに可燃ごみ 392g/人・日、埋立ごみ 9g/人・日、粗大ごみ 26g/人・日としています。また、事業系ごみについても同様に、中間目標年度（平成 31 年度）、目標年度（平成 36 年度）ともに 136g/人・日としています。

下表に平成 30 年度における減量目標値及び実績値、その達成状況について示します。減量目標値は、平成 25 年度の実績値と 31 年度の目標値から直線的に補間して設定しました。

なお、減量目標値は 1 人 1 日あたり排出量とし、総排出量は参考値として示しました。

表 3.1 減量目標値の達成状況

項目		H30 目標値	H30 実績値	達成状況
家庭系ごみ	可燃ごみ	1 人 1 日あたり排出量 (総排出量)	392g/人・日 (14,367t/年)	390g/人・日 (14,317t/年)
	埋立ごみ	1 人 1 日あたり排出量 (総排出量)	9g/人・日 (365t/年)	10g/人・日 (367t/年)
	粗大ごみ	1 人 1 日あたり排出量 (総排出量)	26g/人・日 (948t/年)	29g/人・日 (1,077t/年)
	事業系ごみ		1 人 1 日あたり排出量 (総排出量)	136g/人・日 (4,969t/年)
			125g/人・日 (4,601t/年)	達成
			—	—

また、図 3.1 から図 3.3 に、減量目標値を設定した家庭系の可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ及び事業系可燃ごみの 1 人 1 日あたりの排出量について、推移と目標値を示します。

家庭系ごみの可燃ごみ、事業系ごみについては減量目標値を達成していますが、埋立ごみ、粗大ごみについては非達成となっています。

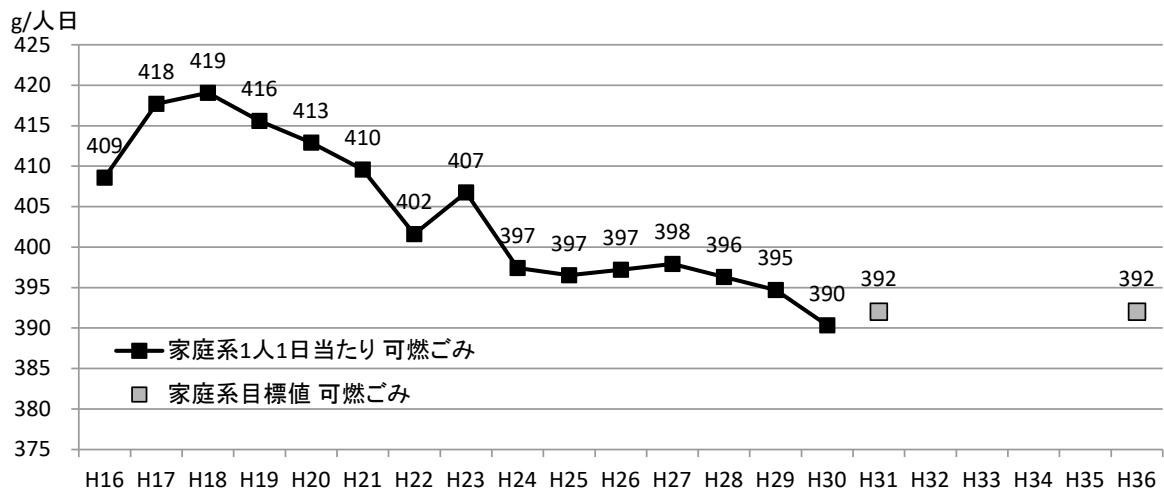


図 3.1 家庭系可燃ごみ原単位の推移と目標値との比較

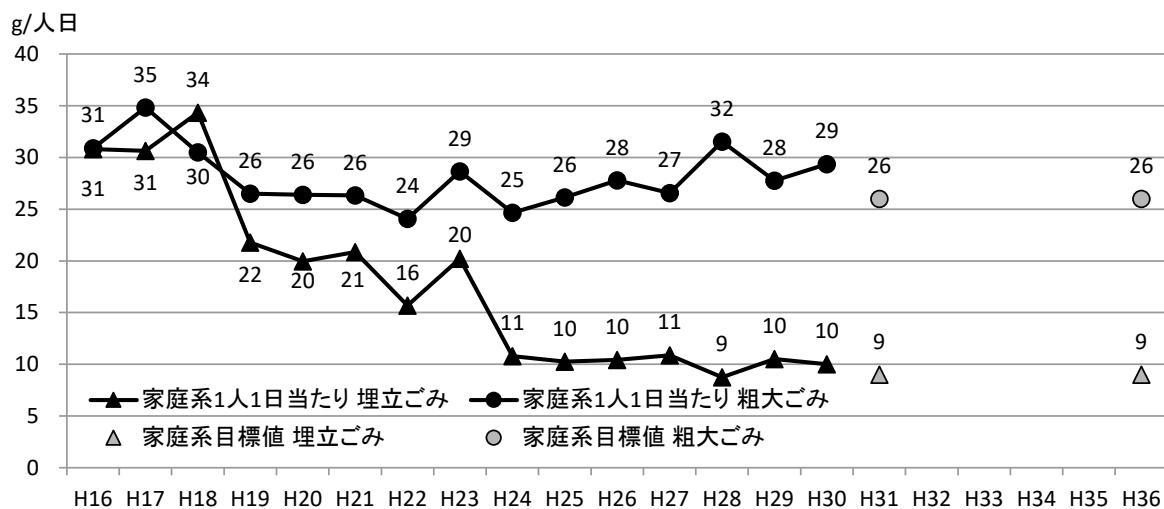


図 3.2 家庭系埋立ごみ、粗大ごみ原単位の推移と目標値との比較

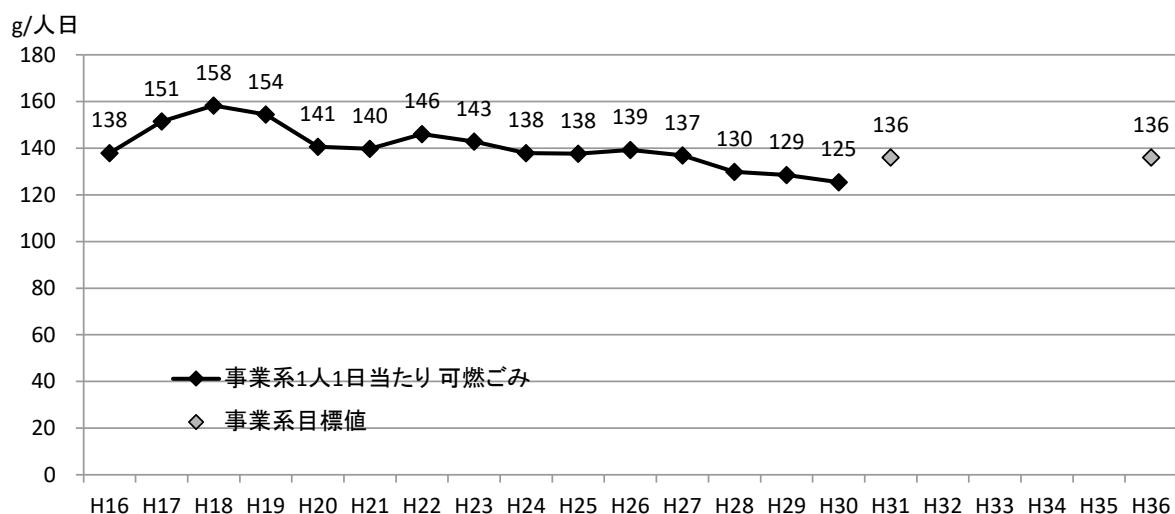


図 3.3 事業系可燃ごみ原単位の推移と目標値との比較

3.2 国・県等の数値目標と江南市の現況

国の廃棄物処理法基本方針及び「愛知県廃棄物処理計画」では、数値的な指標として下表に示す目標値を示しています。

表 3.2 国及び県の目標値（一般廃棄物）

計画	指標	目標年次	目標値
廃棄物処理法基本方針(平成 28 年 1 月改正)	総排出量	H32	H24 比 -12%
	再生利用率		27%(H24 比 +6%)
	最終処分量		H24 比 -14%
	家庭系ごみの 1人1日あたりの排出量		500g/人・日
愛知県廃棄物処理計画(平成 29 年度～33 年度)	排出量	H33	H26 比 -6%
	再生利用率		23% (H26 比 +1%)
	最終処分量		H26 比 -7%
	家庭系ごみの 1人1日あたりの排出量		500g/人・日

国、県の指標と江南市の現状を比較した結果を表 3.3 に示します。江南市は「家庭系ごみの 1人1日あたりの排出量」は平成 30 年度実績で 430g/人・日となり、国や愛知県の目標値をすでに達成しています。再生利用率については目標を達成していませんが、近年、民間の資源回収の場ができたことで、市の回収する資源の量が減少していることが非達成の原因と考えられます。最終処分量については平成 30 年度実績で 2,205t と過年度とほぼ同程度となっており、目標は達成されていません。

表 3.3 国及び県の目標値（一般廃棄物）との比較結果

国の目標（目標年次:H32）		江南市実績	
		H24	H30
総排出量	H24 比 -12%	29,028t	26,839t(-7.5%)
再生利用率	27%(H24 比 +6%)	27.1%	24.1%(-3.0%)
最終処分量	H24 比 -14%	2,163t	2,205t(+1.9%)
家庭系ごみの 1人1日あたりの排出量	500g/人・日	433g/人・日	430g/人・日
愛知県の目標（目標年次:H33）		江南市実績	
		H26	H30
排出量	H26 比 -6%	28,518t	26,839t(-5.9%)
再生利用率	23%(H26 比 +1%)	25.6%	24.1%(-1.5%)
最終処分量	H26 比 -7%	2,209t	2,205t(-0.2%)
家庭系ごみの 1人1日あたりの排出量	500g/人・日	435g/人・日	430g/人・日

3.3 施策の取組状況及び成果

計画の施策の項目ごとに、取組状況及び成果を示します。

【ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進】

市では、平成 31 年 1 月に「エコシティ江南行動計画」を策定し、ごみの減量・資源の有効利用に向けた具体的な取組みの推進に着手しています。

市民向けの情報提供・意識啓発については、広報や回覧でのごみ減量に向けた呼びかけ、環境フェスタ、おもちゃ病院などのイベント、小学校や老人会などの市民団体に向けた施設見学会などを実施しました。また小中学生に対しても、環境ポスターの募集、夏休み時期の親子向けのリサイクル工場の見学などを行ってきました。

事業所に対しても、事業所向けのごみ処理手引書の作成、多量のごみ排出事業者に対する減量化の啓発などを行ってきましたが、実施できなかった年度もあり、具体的な実施内容を検討したうえで、さらなる実施が必要です。

【ごみの発生（排出）と再使用の取り組みの推進】

可燃ごみに含まれる、まだ食べられる食品を減らすための取り組みとして、民間の NPO 法人と協力したフードドライブを行いました。また、家庭用生ごみ処理機器設置に対する補助、フリーマーケットに対する開催支援、市民同士の不用品交換を行うリサイクルバンク、レジ袋削減・マイバッグ持参に関する啓発なども引き続き実施しています。

【循環資源の高度利用の促進】

平成 29 年 6 月に常設の資源ごみ集積所であるリサイクルステーションを開設し、資源ごみ排出に関する利便性の向上を図っています。今後、リサイクルステーションにおける回収品目の増加、分別方法の見直しなどを行い、より一層の利便性向上に向けた取り組みを行います。令和元年 6 月からは市内 3 か所の公共施設に資源ごみリサイクルボックスを置き、紙類の常時回収を行うことで、リサイクルステーションの機能を補完しています。

また、使用済み小型家電の回収ボックスを公共施設に設置し、小型家電を別で回収することで、希少金属（レアメタル）の有効利用の促進に取り組みました。

【安全・安心なごみの適正処理体制の確保】

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分については、安定した処理体制の維持を図りました。また環境美化活動を実施し、全市的にごみ散乱の防止に努めました。

資源ごみの持ち去りや無許可の不用品回収業者については、近年は問題になっていないことから、資源ごみ集積場所のパトロール・監視の強化や不用品回収業者に対する指導は行っていませんが、今後、情勢が変化するようであれば実施を検討します。

なお、江南市では、平成 31 年 1 月に「エコシティ江南行動計画」を策定し、市民、事業者と市が「協働」して取り組むことができる具体的な施策を打ち出しています。本計画では、エコシティ江南行動計画とも連携し、ごみ減量・資源の循環利用に向けた施策を推進します。

4. 将来のごみ量の予測

4.1 将来推計方法

江南市から発生するごみを発生源別に家庭系ごみ（集団回収を含む）と事業系ごみに分類し、それぞれについて平成21年度から30年度までの10年間の実績を基に、将来のごみ量の予測について更新を行いました。

家庭系ごみについては、人口の増加により単純にごみ量も増加するため、人口増加の要因を排除した1人1日あたりの排出量について推計を行いました。

可燃ごみ及び埋立ごみについては、近年はほぼ横ばいのため、その傾向のまま推移すると考え、可燃ごみは390g/人日、埋立ごみは10g/人日で推移することとしました。

粗大・中型ごみ及び資源ごみについては、過去10年間の実績を基にトレンド推計（※1）を行いました。資源ごみの種類別の配分については、過去5年間の平均的な割合で配分しました。集団回収については、近年、相当量が民間の資源回収に移行していると考えられることから、1人1日あたりの排出量ではなく排出総量でトレンド推計を行いました。

事業系ごみについては、事業活動の状況によりごみ量が変動するため、人口や事業所数、従業員数等の指標と単純な相関関係にはありません。そのため、事業系ごみについては、総量に対してトレンド推計を行いました。

下図に将来推計方法のイメージを示します。

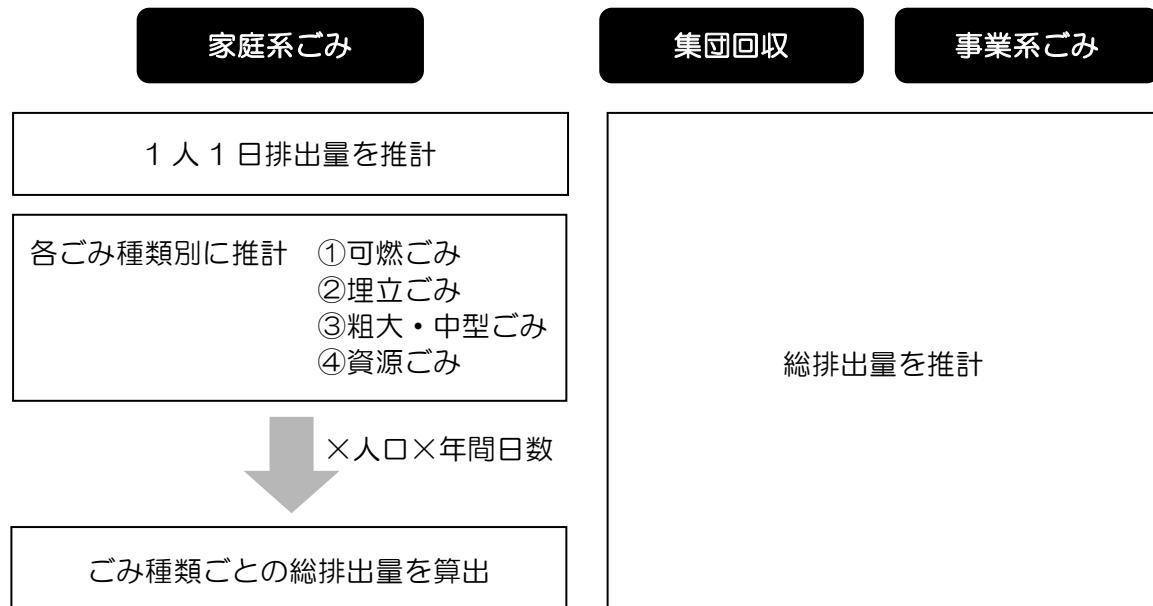


図 4.1 ゴミ排出量の将来推計方法のイメージ

(※1) トレンド推計 過去の経年データから傾向線式（回帰）を算出し、これに将来年次を入れて推計する方法。

4.2 将来推計結果

(1) ごみ量の推計

江南市のごみ排出量及び排出原単位（※1）の推計結果を示します。家庭系ごみは人口の減少に伴いゆるやかに減少します。内訳としては、可燃ごみ及び資源ごみの減少が影響しています。事業系ごみはほぼ横ばいです。集団回収もゆるやかな減少傾向を示しています。

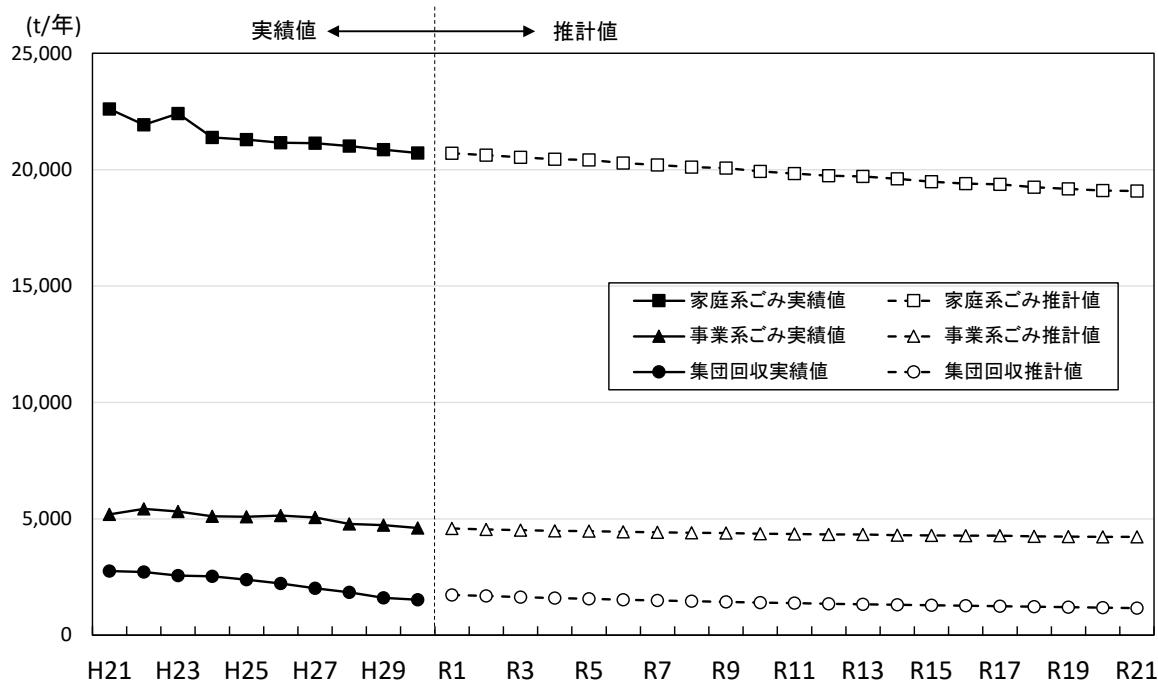


図 4.2 江南市のごみ排出量の将来推計

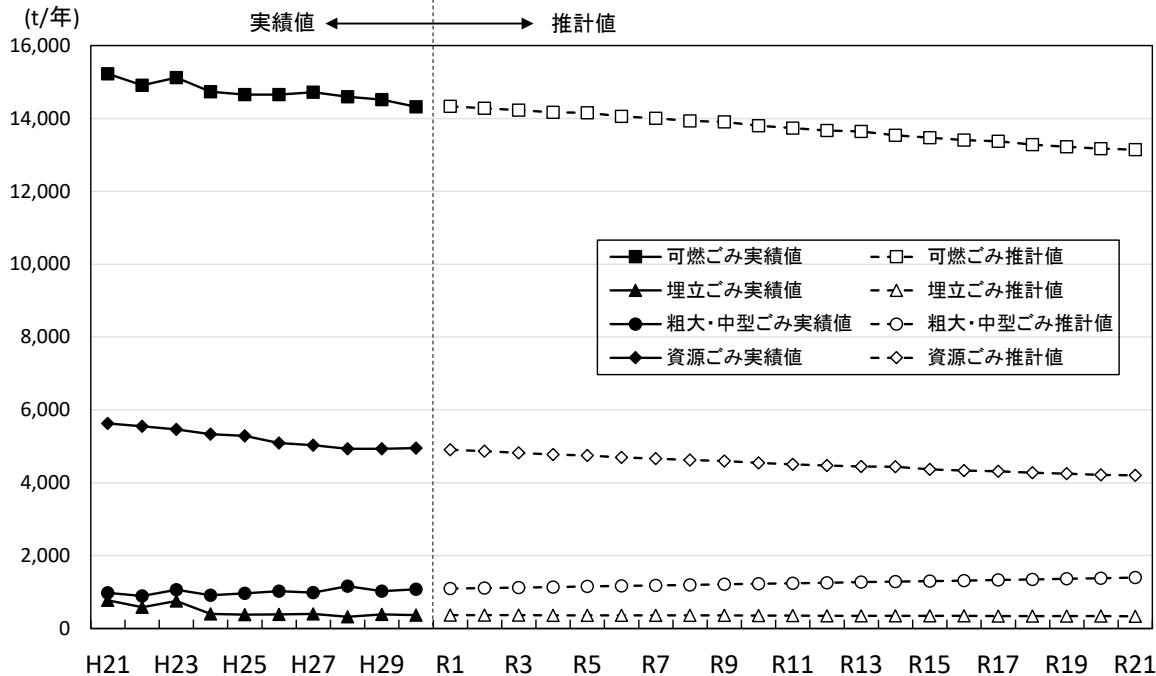


図 4.3 江南市の家庭系ごみ排出量の将来推計

(※1) 排出原単位 市民 1 人が 1 日あたりに排出するごみの量のこと。年間のごみ量の値を人口及び年間日数で除して算出される。

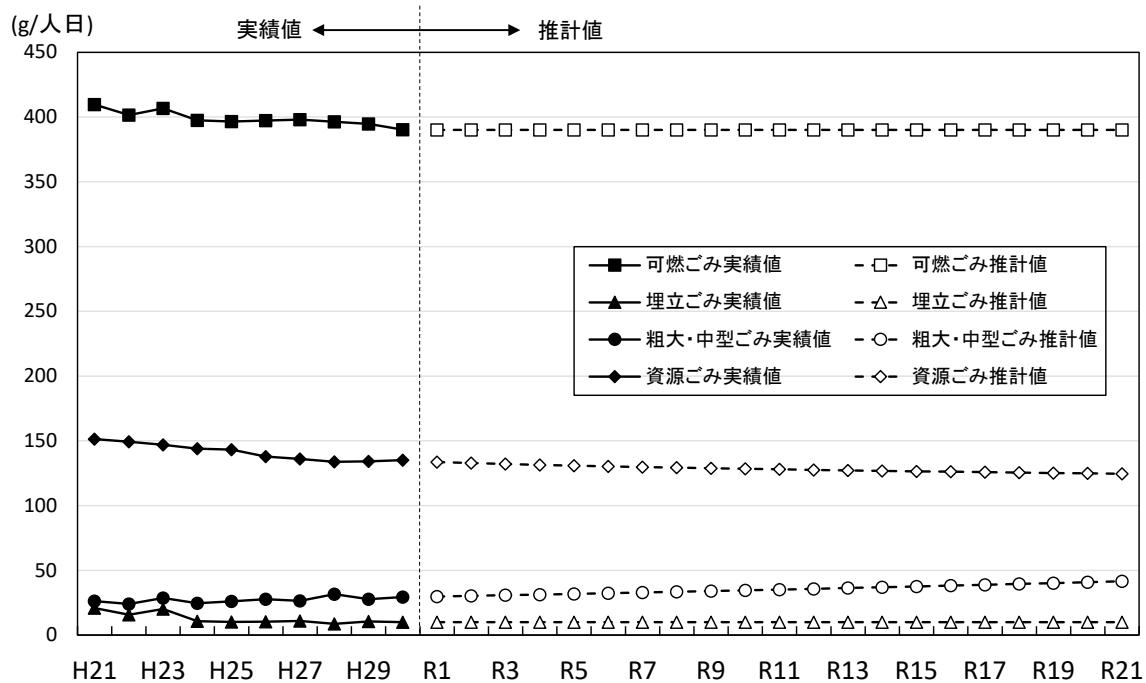


図 4.4 江南市の家庭系ごみ排出原単位の将来推計

(2) ごみ量推計結果のまとめ

目標年次における江南市におけるごみ排出量及び排出原単位の推計結果は以下のとおりです。

表 4.1 ごみ量推計結果

単位 : t/年

ごみ排出量	実績		目標年度
	H30	R6	
家庭系ごみ	可燃ごみ	14,317	14,058
	埋立ごみ	367	360
	粗大・中型ごみ	1,077	1,168
	資源ごみ	4,953	4,698
	合計	20,714	20,284
事業系ごみ		4,601	4,440
集団回収		1,523	1,526

単位 : g/人・日

ごみ排出量	実績		目標年度
	H30	R6	
家庭系ごみ	可燃ごみ	390	390
	埋立ごみ	10	10
	粗大・中型ごみ	29	32
	資源ごみ	135	130
	合計	564	562
事業系ごみ		125	123
集団回収		42	42

5. 課題

5.1 ごみの減量化・資源化に関する課題

●ごみの減量に向けた取り組みを一層推進する必要がある。

近年のごみ減量に向けた取り組みにより、江南市のごみ（資源ごみを含む）の1人1日あたりの排出量は、県内の他の自治体と比較すると、非常に少ない状況を維持しています（平成29年度実績で55自治体中7位）。ただし、ここ数年は横ばいの状況で、これまでと比べて減量のスピードが鈍っていること、特に事業系ごみに関しては今後の経済の動向によって増加する可能性もあることから、今後も減量化、資源化に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

●紙類の分別排出の促進に向けた情報提供及び環境の整備を行う必要がある。

近年の資源ごみの減少傾向には、紙・布類の減少が大きな影響を及ぼしており、紙・布類の排出量は平成25年度以降の6年間で約半分となっています。また、可燃ごみの成分分析結果を見ると、依然として紙・布類が半分程度を占めており、可燃ごみの中に、資源化可能な紙類、特に雑がみが未だに多く含まれている可能性があると考えられます。

そのため、特に紙類の分別について、より詳しく情報提供を行うとともに、分別区分の見直し、収集拠点の整備など、排出環境の整備についても取り組む必要があります。

●事業系ごみにおける資源ごみの分別排出を促進する必要がある。

事業所では、比較的資源化が容易な紙類についても許可業者に委託して処理（焼却）を行っている実態が多く見られることから、事業者に対して、資源ごみの分別排出（民間再生資源事業者等へ資源として排出する）に関する啓発・再生資源事業者に関する情報提供等を行う必要があります。

●食品廃棄物の発生抑制の手段を普及する必要がある。

可燃ごみの成分分析結果では、乾燥前で2～3割程度生ごみが含まれており、この割合は最近10年間で変化はありません。令和元年10月から「食品ロスの削減に関する法律（令和元年法律第19号）」が施行され、自治体、事業者、消費者が手を携えて、まだ食べることができる食品をごみにすることなく、できるだけ食品として活用することを目指すことが求められます。

江南市においては、フードドライブ活動をはじめとした食品ロス削減のための取り組みを行っていますが、参加者はまだ一部に限られている状況です。そのため、市民の意識レベルに応じて発生抑制・減量行動をとることができるよう、適切な情報提供をしていく必要があります。

5.2 収集運搬に関する課題

- 市民の年齢構成や世帯構成の変化に対応したごみ処理体系を検討する必要がある。

江南市では団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多い年齢構成となっています。今後 10 年間を考えた場合、高齢者のみの世帯が増加し、それとともにごみの排出が困難な世帯が増加することが考えられます。また、核家族化の進展や共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化に伴い、資源ごみ排出の際の立会等の担い手が不足することも考えられます。そのため、今後の市民の年齢構成や世帯構成の変化を念頭に置いて、ごみ処理体系を検討していく必要があります。

5.3 中間処理に関する課題

- 中間処理施設の適切な維持管理に努める必要がある。

ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設は、昭和 57 年の稼働開始から既に 37 年を経過しており、設備の老朽化及び処理能力の低下が懸念されることから、適切な維持管理に努める必要があります。

- 事業系ごみの処理不適物等に対する指導を行う必要がある。

資源化の推進や処理不適物の混入防止のために、排出事業者や収集運搬許可業者に対する分別指導を引き続き行う必要があります。

- 焼却処理量を更に削減する必要がある。

ごみの発生抑制や資源化の推進により、焼却処理量は徐々に減少する傾向にありますが、最終処分量を低減するため、更なる焼却処理量の削減を図る必要があります。

5.4 最終処分に関する課題

- 最終処分量の低減を図る必要がある。

江南市では、ごみ焼却処理施設からの焼却残渣等は組合の最終処分場で、埋立ごみは江南市の最終処分場で処分しており、これらの施設での最終処分量を減らすために、より一層の発生抑制・資源化を推進する必要があります。

III ごみ処理基本計画

1. 計画の方針

1.1 基本理念

国は、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。第四次循環基本計画では、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圈形成による地域活性化」、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、これらを支える⑦「循環分野の基盤整備」を進めることとしており、これらの柱ごとに国が実施すべき取組み及び指標を設定しています。

江南市は、計画の課題を解決するため、これまで実施してきた施策に新たな施策を加え、循環型社会の実現を目指して、計画の基本理念は、現行計画を踏襲して以下のとおり設定します。

計画の基本理念

環境負荷を最小限に抑え 資源を有効利用する 協働・循環型のまち

施策の面では、「環境負荷を最小限に抑える」という観点を中心に、持続可能な社会の形成のため、市民・事業者・行政の協働による取り組みを強化することで、「循環型のまち」の実現を目指すこととします。

1.2 計画の基本方針

計画の基本理念を達成するための基本方針についても現行計画の基本方針と同じ以下のこととおりとし、計画を推進することとします。

1. ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進
2. ごみの発生（排出）抑制と再使用の取り組みの推進
3. 循環資源の高度利用の促進
4. 安全・安心なごみの適正処理体制の確保

2. 減量目標

2.1 目標年度

目標年度は、本計画の目標年次である令和 6 年度（2024 年度）とします。

2.2 数値目標の設定

数値目標は、江南市のごみ排出の現況と人口の動向、新たな施策の取り組みなど考慮して目標値を設定しました。

家庭系ごみ及び事業系ごみの減量目標値は下表のとおりとし、総排出量について設定します。なお、1 人 1 日当たり排出量についても、参考までに示します。

表 2.1 ごみ排出量の減量目標値

種類		平成 30 年度 実績値	令和 3 年度 目標値	令和 6 年度 目標値	目標値の考え方
家庭系 ごみ	可燃 ごみ	総量	14,317t	13,816t	13,652t
		(参考) 1 人 1 日排出量	390g/人日	379g/人日	379g/人日
	埋立 ごみ	総量	367t	365t	360t
		(参考) 1 人 1 日排出量	10g/人日	10g/人日	10g/人日
	粗大・ 中型 ごみ	総量	1,077t	1,099t	1,113t
		(参考) 1 人 1 日排出量	29g/人日	30g/人日	31g/人日
	事業系 可燃ごみ	総量	4,601t	4,440t	4,387t
	令和元年度～3 年度の 3 年間に総排出量を 3.5% 減				
	平成 26～30 年度の 1 人 1 日排出量を維持				
	推計値における令和 6 年度までの 1 人 1 日排出量の増加分を半減				
令和元年度～3 年度の 3 年間に総排出量を 3.5% 減					

令和 3 年度以降については、いずれのごみ種についても原単位（1 人 1 日あたり排出量）を一定として推移するものとしました。

なお、減量目標値を設定した以外のごみ及び資源については、単純推計値と同じ値で推移するものとしました。

2.3 減量目標が達成された場合のごみ排出量

減量目標が達成された場合の江南市のごみ排出量のイメージを以下に示します。

(1) 家庭系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、家庭系ごみ（資源ごみを除く）は、以下のように推移します。

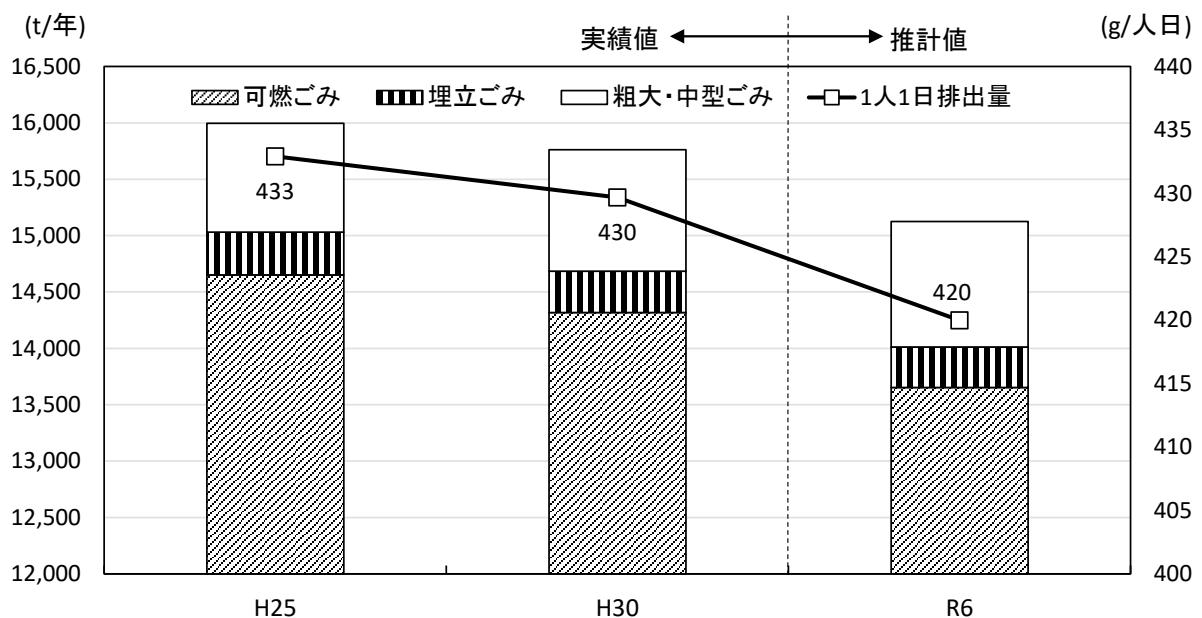
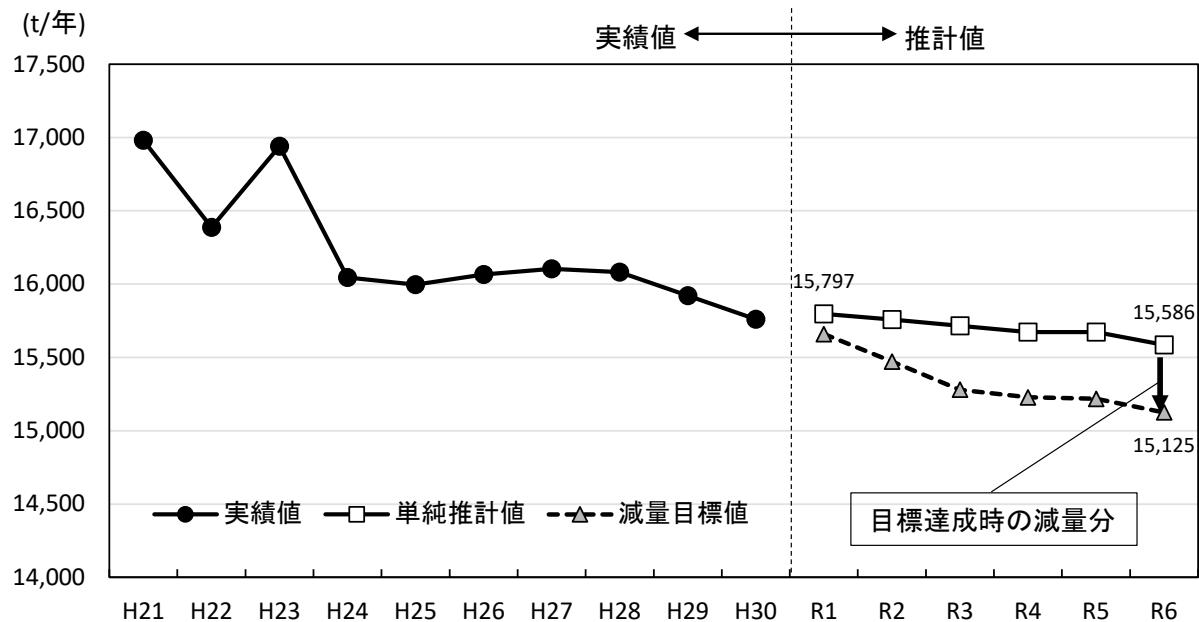


図 2.1 家庭系ごみの減量目標達成時の推移（イメージ）

(2) 事業系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、事業系ごみは、以下のように推移します。

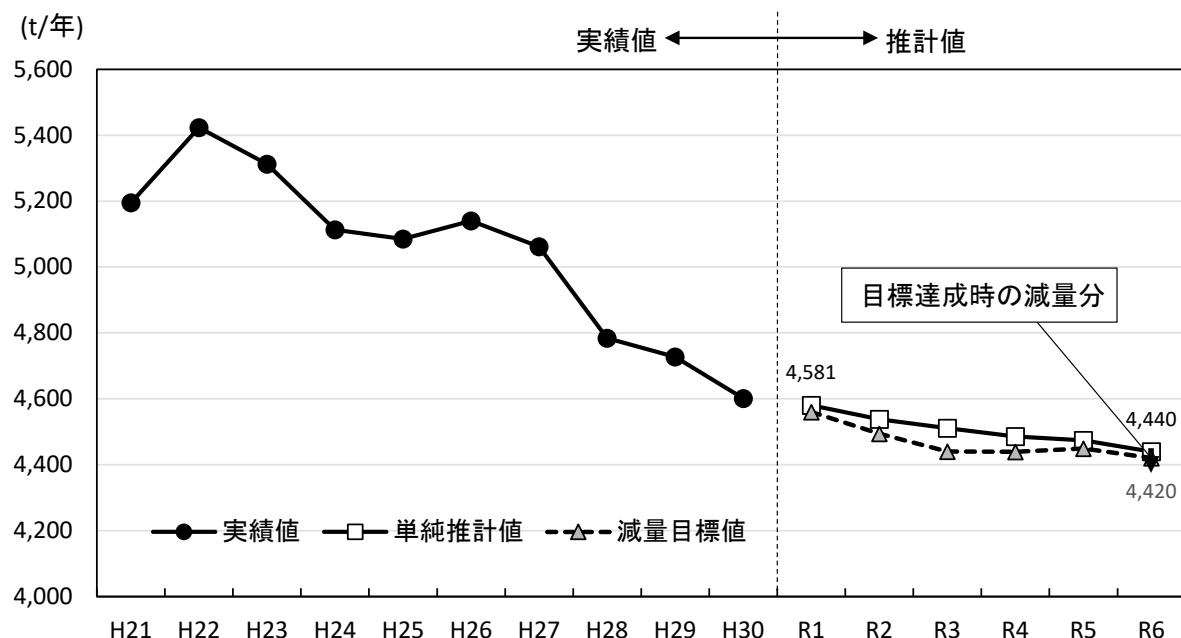


図 2.2 事業系ごみの減量目標達成時の推移（イメージ）

3. 計画の施策

3.1 施策の体系

施策の体系は以下のとおりとします。

●ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進
(ア) 広報、ホームページ、回覧等による市民・事業者への啓発（情報提供）
(イ) 啓発イベントの開催
(ウ) ごみ減量懇談会・意見交換会の開催
(エ) ボランティア分別指導員の養成・活動推進
(オ) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催
(カ) 事業所向けごみ処理手引書の改訂
(キ) 多量のごみ排出事業者に対する減量化啓発・指導の徹底
(ク) 小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰
(ケ) 小中学生（親子）向け環境学習の実施
(コ) ごみ減量等に関する出前講座の実施
(サ) ごみ処理費用負担の適正化
●ごみの発生（排出）抑制と再使用の取り組みの推進
(ア) レジ袋削減の推進
(イ) 食品ロス削減に向けた取り組みの推進
(ウ) 生ごみ処理機器設置に対する補助
(エ) 家庭用品等の不用品交換による資源有効利用の促進
(オ) フリーマーケット等に対する開催支援
(カ) フードバンク活動の普及
(キ) 家庭からの剪定枝・草の分別排出の促進
●循環資源の高度利用の促進
(ア) 小型家電リサイクルの促進
(イ) 家庭からの紙類の分別回収の促進
(ウ) 事業所に対する紙類の分別回収の推進
(エ) 資源ごみ回収拠点・回数の充実
(オ) 資源ごみ分別品目・処理方法の見直し
(カ) 食品関連事業者の食品廃棄物リサイクルの促進
(キ) 資源ごみ集団回収の促進
●安全・安心なごみの適正処理体制の確保
(ア) 安定的な収集運搬、中間処理の実施
(イ) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備
(ウ) 江南市一般廃棄物最終処分場の安定稼働
(エ) 全市の環境美化活動の実施
(オ) 市民、事業者の清掃活動に対する支援
(カ) 不法投棄、資源ごみ持ち去り防止パトロールの強化
(キ) 不用品回収業者に対する指導の強化
(ク) 災害時・荒天時の収集体制の確立
(ケ) ごみの排出困難者に対する支援

3.2 ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進

(ア) 広報、ホームページ、回覧等による市民・事業者への啓発（情報提供）

循環型社会の実現に努めるため、ごみに関する情報を、様々な媒体を通して市民・事業者に提供し、各主体の意識改革につなげていきます。

(イ) 啓発イベントの開催

環境フェスタ、街頭キャンペーン、おもちゃ病院等の実施により、ごみ減量に関する関心や行動を促進します。

(ウ) ごみ減量懇談会・意見交換会の開催

自治会単位でごみ減量懇談会・意見交換会を積極的に開催することで住民との対話の機会を増やし、情報の共有と住民の意識改革の促進に努めます。開催にあたっては、紙類の分別などの内容の強化を図ります。

(エ) ボランティア分別指導員の養成・活動推進

住民や自治会役員を対象として分別指導員養成講座を実施し、自治会のごみ排出に対する主体的な活動を支援します。分別指導員のいない地区には、受講をより促しています。

(オ) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催

実際のごみ処理現場の見学を通して、理解の促進を図ります。

(カ) 事業所向けごみ処理手引書の改訂

事業所向けのごみに関する手引書を改訂し、排出するごみの種類に応じてごみ減量やリサイクルを意識できるよう、現状に即した情報の提供に努めます。

(キ) 多量のごみ排出事業者に対する減量化啓発・指導の徹底

一定量以上のごみを定期的に排出する事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任と「一般廃棄物の再利用および減量に関する計画書」の提出を求めるとともに、事業所訪問の基準を作成し、計画的なごみ処理の推進を図ります。

(ク) 小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰

小中学生に対してごみの減量やリサイクルに関するポスター等の募集及び表彰を行い、ごみ処理への関心が高まるよう促します。

(ケ) 小中学生（親子）向け環境学習の実施

夏休み期間にリサイクル教室（施設見学会）を実施し、環境学習の機会を提供します。

(コ) ごみ減量等に関する出前講座の実施

小中学校や自治会、各種団体を対象として、職員による出前講座を行い、環境学習の機会の拡大を図ります。

(サ) ごみ処理費用負担の適正化

事業系ごみ及び家庭系の可燃ごみ、粗大・中型ごみについて、組合及び組合構成他市町と連携し、適正な処理手数料を検討していきます。

3.3 ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みの推進

(ア) レジ袋削減の推進

小売店に対して、引き続きレジ袋の無料配布の自粛を要請するとともに、買い物袋持参運動を推進することにより、レジ袋の排出削減を図ります。

(イ) 食品ロス削減に向けた取り組みの推進

ごみを出さない買い物の仕方、調理方法や、3010運動（宴会時の食べ残しを減らす活動）については、現在もホームページ等で啓発の取り組みを行っていますが、より積極的に取り組み、食品ロス削減の推進を図ります。

(ウ) 生ごみ処理機器設置に対する補助

生ごみ処理機器（生ごみ処理機、コンポスト、密封発酵容器）を設置する家庭に対して、補助金により支援を行い、各家庭からの生ごみの排出抑制を推進します。

(エ) 家庭用品等の不用品交換による資源有効利用の促進

不用品交換情報をとりまとめる家庭用品リサイクルバンクを充実させ、不用品再利用の促進を図ります。

(オ) フリーマーケット等に対する開催支援

年1回開催する環境フェスタにおいてフリーマーケットを開催するほか、市民団体等がフリーマーケットやバザーを主催できるよう支援を行い、不用品再利用の促進を図ります。

(カ) フードバンク活動の普及

フードバンク活動（まだ食べられるのにもかかわらず廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動）の情報提供に努めるとともに、フードドライブ（上記の食品を地域の福祉団体、フードバンク等に寄付する活動）を引き続き開催します。

(キ) 家庭からの剪定枝・草の分別排出の促進

可燃ごみとして排出されることも多い剪定枝・草の資源化を促進するため、剪定枝・草を搬入できる場所を設置するとともに、できた堆肥を市民に還元します。

3.4 循環資源の高度利用

(ア) 小型家電リサイクルの促進

小型家電の回収品目と回収拠点をさらに拡大し、希少金属（レアメタル）の有効利用の促進を図ります。

(イ) 家庭からの紙類の分別回収の促進

周囲に民間の回収施設のない大型公共施設に、紙類の回収コンテナを常設し、分別回収を促進します。また、今までリサイクルできない紙類として、可燃ごみとしていた写真、紙コップ、感熱紙などについて、資源ごみ回収で回収することとします。

(ウ) 事業所に対する紙類の分別回収の推進

事業系可燃ごみに多く含まれる資源化可能な紙類の分別回収を推進するため、事業所を訪問し、分別指導を行うとともに、排出量が多い事業所に対しては、事前に提出しているごみ減量計画書と実際の取り組み状況を確認したうえで、紙類の資源化業者の情報提供などを行い、より一層の可燃ごみの減量を図ります。

(イ) 資源ごみ回収拠点・回数の充実

常設の資源ごみ回収拠点として平成29年度に設置したリサイクルステーションについて、回収品目、開設時間等を再検討し、資源ごみ排出の利便性向上を図ります。また、回収拠点の増設についても検討します。

(オ) 資源ごみ分別品目・処理方法の見直し

排出の利便性と処理時の環境（施設）負荷等を総合的に考慮し、分別区分の統廃合や処理方法の見直しを行います。

(カ) 食品関連事業者の食品廃棄物リサイクルの促進

大規模小売業者から排出される食品廃棄物を、堆肥化施設において資源化するよう市町間協議を引き続き行い、啓発の対象とする事業者の拡大を図ります。また、食品関連事業者と連携しつつ、食品廃棄物の飼肥料化やエネルギー利用を推進します。

(キ) 資源ごみ集団回収の促進

古紙類、布類について集団回収を実施する団体について、助成金により支援を行い、良質な資源の回収を推進します。

3.5 安全・安心なごみの適正処理体制の確保

(ア) 安定的な収集運搬、中間処理の実施

収集運搬、中間処理については、基本的には現状と同様の内容で継続します。なお、収集運搬許可業者に関しては、近年の収集運搬実績を考慮し、実績のない業者への許可の見直しを検討します。

(イ) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備

大口町、扶桑町及び犬山市とともに、広域処理を見据え、
i 最終処分量の削減
ii 徹底した環境保全
iii 高効率なエネルギー利用
iv 高い経済効率 を目指した新可燃ごみ処理施設の設備計画の策定を進めています。

(ウ) 江南市一般廃棄物最終処分場の安定稼働

埋立ごみの一層の削減を推進し、最終処分場の安定的な確保を図ります。

(エ) 全市的な環境美化活動の実施

江南市クリーン運動を引き続き実施し、全市的な活動によるごみ散乱の防止に努めます。

(オ) 市民、事業者の清掃活動に対する支援

こうなん美化ボランティアの登録促進を図り、各主体の自主的な清掃活動を支援します。

(か) 不法投棄、資源ごみ持ち去り防止パトロールの強化

条例等の禁止規定の形骸化を防ぐため、資源ごみ集積場所のパトロール・監視を強化するとともに、状況に応じて警察とも連携をとり、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底します。

(ㄎ) 不用品回収業者に対する指導の強化

無許可業者による不用品（廃棄物）回収は、不適正処理により環境汚染を引き起こしている可能性があるため、調査・指導を強化します。

(ㄏ) 災害時・荒天時の収集体制の確立

災害廃棄物処理計画を策定し、災害時・荒天時の収集体制の確立を図ります。また、台風接近時の収集の有無に係る判断基準を明確化し、迅速な情報提供に努めます。

(ㄎ) ごみの排出困難者に対する支援

資源ごみの収集日に、高齢者などのごみ出し困難世帯を対象に、声をかけながらごみの戸別収集を実施します。

4. 計画の推進

4.1 市民・事業者・行政の役割分担

基本理念である「環境負荷を最小限に抑え 資源を有効利用する 協働・循環型のまち」を達成するためには、行政の努力はもちろんのこと、市民・事業者が積極的に参画し、三者が連携して取り組んでいく必要があります。本計画を推進していくにあたっては、三者がそれぞれの役割を果たすと同時に、進捗状況等を適宜点検することにより、必要に応じた改善策を検討します。

1) 市民の役割

～ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進のために～

自分が出すごみと環境問題とのつながりを理解し、ごみの排出者としての意識と責任を持つとともに、ごみの行方・処理の理解に努めます。また、地域・団体による清掃活動や環境学習会等に積極的に参加し、従来の消費～廃棄型のライフスタイルについては見直しを図ります。

～ごみの発生（排出）抑制と再利用の推進のために～

1 人ひとりが日常生活において、買い物時にはマイバッグを持参する、使い捨て商品を買わない、繰り返し使える容器を使用する、食品ロス・食品廃棄物を極力減らす等、極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がけます。

～循環資源の高度利用の促進のために～

1 人ひとりが日常生活において、製品購入の際は再生品やリサイクルしやすいものを極力選択する、希少金属（レアメタル）が含まれる小型家電の分別に積極的に協力する等、リサイクルを意識して行動します。

～安全・安心なごみの適正処理体制の確保のために～

1 人ひとりが日常生活において、市のごみ出しルールに従うとともに、再利用のための新たな分別収集の導入について理解・協力をします。また、豪雨等により水害ごみが大量に発生しないよう、適切な物品管理に努めます。

2) 事業者の役割

～ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進のために～

大小すべての事業者がごみの分類について正しく理解するとともに、企業の社会的責任として、利益追求のみではなく、他の業界・事業者とも連携を深めながら、環境に配慮した企業経営を行います。また、市民に対しては、商品やサービスの提供等を通して、環境配慮型、資源循環型のライフスタイルの提供に努めます。

～ごみの発生（排出）抑制と再利用の推進のために～

事業活動において、ごみの発生抑制を意識し、ごみの出にくい商品、長く使える商品づくりに努めます。また、簡易包装を心がけ、消費者に対しては、環境に配慮した消費の呼びかけを行います。

～循環資源の高度利用の促進のために～

事業活動において、再生品や再生利用しやすい商品の提供に努めるとともに、自らも再生品を多く利用します。また、リサイクル事業者は、再生利用ルートや技術の確立を行い、市民・他の事業者・行政と協力して資源回収量の拡大を図ります。

～安全・安心なごみの適正処理体制の確保のために～

事業所から発生するすべてのごみについて、「排出者責任の原則」により、事業者自らが責任を持って適正に処理を行います。

3) 行政の役割

～ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進のために～

ごみ減量等に関して、意見交換会や施設見学会を開催し、参加を促すとともに、広報・ホームページ等による情報提供を定期的に行います。また、地域・団体等の主体的な学習会開催を推進・支援します。

～ごみの発生（排出）抑制と再利用の推進のために～

自らが率先して極力ごみを出さないワークスタイルの確立を心がけるとともに、ごみの減量化に有効な施策を策定・実施し、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。

～循環資源の高度利用の促進のために～

自らが率先してリサイクル活動に取り組むとともに、ごみの資源化に有効な施策を策定・実施し、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、市民・事業者が自ら行うリサイクル活動等の支援を積極的に行います。

～安全・安心なごみの適正処理体制の確保のために～

ごみの適正な処理体制の維持・整備に努めるとともに、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、再利用・環境保全に配慮した処理システムを長期的・安定的に確保していきます。

4.2 ごみ処理基本計画の推進体制

(1) 市民・事業者・行政の組織体制の活用

1) 江南市廃棄物減量等推進協議会

市民、事業者、行政からなる「廃棄物減量等推進協議会」により、市は発生抑制・資源化・廃棄物処理に係る情報などを提供し、各主体がそれぞれの立場で意見交換を行い、適正なごみ処理に向けての共通認識を形成、普及していきます。

2) 江南市廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、環境問題やごみ処理に関する知識を持つ人、あるいはこれらに関する講習を受けたものに委嘱し、推進員はごみの減量化に向けた各種活動を行います。

(2) 施策の啓発及び推進

廃棄物の減量及び適正処理を長期的かつ総合的に進めるとともに、重点的取り組みの推進にあたっては、広報、ホームページ、チラシの回覧等により効果的な啓発に努めます。

(3) 広域処理体制の強化

現在、可燃ごみ、プラスチック類、粗大ごみ等は、江南市、大口町、扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合において処理を行っています。今後も関係市町間で相互調整を行い、新ごみ処理施設建設の供用開始にあわせ、ごみ処理体制の検討も行います。

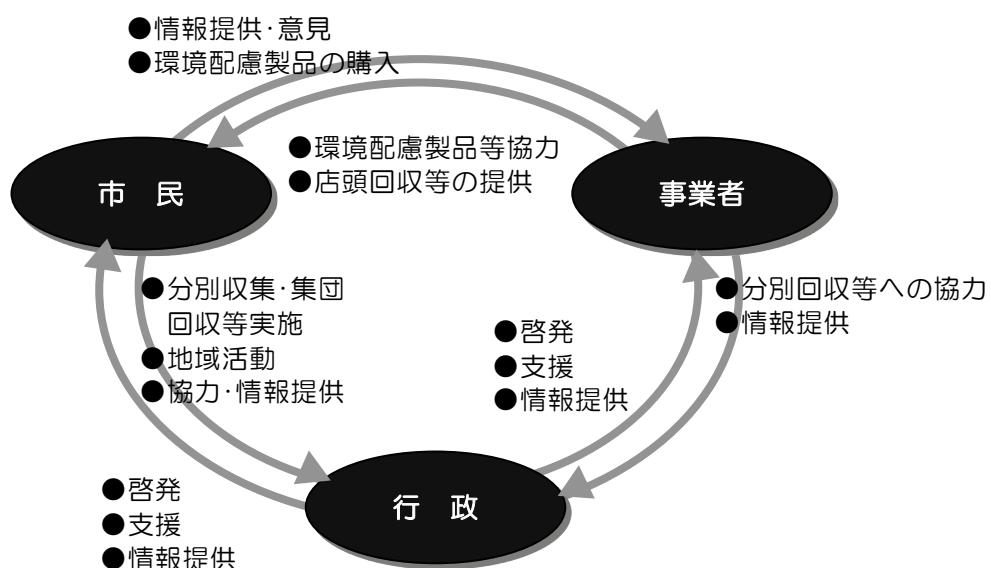


図 4.1 計画の推進体制